

株式会社カインドケア 虐待防止のための指針

制定 令和4年4月

株式会社カインドケア(以下「法人」という)が実施する事業におけるご利用者(以下「利用者」という)への虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の人間としての権利を擁護し、利用者やその代弁者を支援する(以下「権利擁護」という)ことを目的に、虐待の防止と共に虐待の早期発見・早期対応に努めるよう本指針を定める。

1, 虐待防止に関する基本的な考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待及び障害者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2, 虐待防止委員会その他法人の組織に関する事項

- (1)虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、法人内に「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(虐待防止委員長)を定める。
- (2)委員会の委員長は管理者が務める。
- (3)委員会の委員は介護職員とする。
- (4)委員会は、年1回以上、身体拘束適正化検討委員会と併せて、委員長の招集により開催する。
- (5)委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来る。
- (6)委員会は検討の結果をすべての従業員に周知徹底する。
- (7)委員会の協議事項は、次の通りとする。
 - ①虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
 - ②虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ③虐待について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ④虐待について報告するための様式の整備に関すること。
 - ⑤従業員が虐待を把握した場合に、区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑥虐待について報告された事例の集計と分析に関すること。
 - ⑦虐待の発生原因等の分析から得られる再発防止策の検討に関すること。
 - ⑧再発防止策を講じた際に、その効果についての検証に関すること。
 - ⑨労働環境・条件について確認するための様式の整備に関すること。

- ⑩虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること。
- (8) 委員会は、職員セルフチェックリスト(年1回実施)、虐待早期発見チェックリスト(虐待発見時・相談時実施)を使用し、虐待の早期発見に努める。

3, 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (2) 従業員に関する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (3) 研修の実施内容について、研修資料、出席者名簿等を記録し、保存する。

4, 虐待等が発生した場合の時の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに区・包括支援センターに報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、区及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の生命と権利の保全を最優先する。

《通報先》

- 高齢者：住所地に応じた長寿(地域包括支援)サポートセンター
：地域ケア推進課権利擁護係(江東区)03-3647-4324
- 障害者：障害者虐待防止センター(江東区)03-3647-8003
- その他：担当介護支援専門員、担当ケースワーカー等

5, 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- ② 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- ③ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報る。
- ④ 事業所内における高齢者虐待および障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努める。
- ⑤ 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明をおこなう。
- ⑥ 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県の高齢者虐待への対応と擁護者支援について(厚生労働省老健局)を参考に対応することとする

6, 成年後見制度の利用者支援に関する事項

利用者およびその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて社会福祉協議会、利用者住所地の管轄：地域包括支援センター、区の関係窓口を案内する等の支援を行う。

7, 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「5, 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする

8, 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事業所内に貼り出すこととする。また、当社ホームページにも公開する。

9, その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護および虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

10, 虐待の定義

- (1) 身体的虐待
暴力的行為で利用者の身体に外傷や痛みを与える又は恐れのある行為を加える事。又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 心理的虐待
脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与える事。
- (3) 性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (4) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (5) 経済的虐待
利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく

制限すること。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する。

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。

附則 この指針は、令和7年4月1日より施行する。

虐待防止のための指針

株式会社カインドケア

令和4年4月1日